

ご利用者の介護度		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
・ サービス利用料金 (日/単位)		589		659		732		802		871	
・ サービス提供体制強化加算 I (日/単位) 注1						22					
・ 看護体制加算 I (日/単位)						4					
・ 夜勤職員配置加算 (日/単位)						13					
・ 科学的介護推進体制加算 (月/単位)						50					
・ 高齢者施設等感染対策向上加算 I (月/単位)						10					
・ 生産性向上推進体制加算 II (月/単位)						10					
・ 介護職員処遇改善加算 (単位) 注2		88		98		108		118		128	
合計単位		718		798		881		961		1040	
上記、合計単位を自己負担額に換算 (1単位は10.14円) : (円)		1割負担額	728	1割負担額	809	1割負担額	893	1割負担額	974	1割負担額	1,054
		2割負担額	1,456	2割負担額	1,618	2割負担額	1,786	2割負担額	1,948	2割負担額	2,109
		3割負担額	2,184	3割負担額	2,427	3割負担額	2,680	3割負担額	2,923	3割負担額	3,163
・ 居室に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)			個室 1,231 / 二人部屋 915							
	・ 第3段階①・②			個室 880 / 二人部屋 430							
	・ 第2段階			個室 480 / 二人部屋 430							
	・ 第1段階			個室 380 / 二人部屋 0							
・ 食費に係る自己負担額 (円)	・ 第4段階 (標準)					1,445					
	・ 第3段階②					1,360					
	・ 第3段階①					650					
	・ 第2段階					390					
・ 第1段階					300						
・ 1日あたりに係る費用 (円)	居室の形態	個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋
	・ 第4段階 (標準)	3,404	3,088	3,485	3,169	3,569	3,253	3,650	3,334	3,730	3,414
	・ 第4段階 (2割負担)	4,132	3,816	4,294	3,978	4,462	4,146	4,624	4,308	4,785	4,469
	・ 第4段階 (3割負担)	4,860	4,544	5,103	4,787	5,356	5,040	5,599	5,283	5,839	5,523
	・ 第3段階②	2,968	2,518	3,049	2,599	3,133	2,683	3,214	2,764	3,294	2,844
	・ 第3段階①	2,258	1,808	2,339	1,889	2,423	1,973	2,504	2,054	2,584	2,134
	・ 第2段階	1,598	1,548	1,679	1,629	1,763	1,713	1,844	1,794	1,924	1,874
	・ 第1段階	1,408	1,028	1,489	1,109	1,573	1,193	1,654	1,274	1,734	1,354
該当する場合に係る費用	・ 安全対策体制加算 (単位)	入所時1回を限度。				20					
	・ 初期加算 (単位)	入所日から30日以内の期間。30日以上入院後の再入所も同様。				30					
	・ 入院・外泊時費用 (単位)	月6日を限度。				246					
	・ 療養食加算 (単位)	医師の指示に基づく療養食を提供したとき。1食ごとに算定。				6					
	・ 特別通院送迎加算 (単位)	透析を要する入所者が月12回以上通院のため送迎を行った場合。				594					
	・ 退所時栄養情報連携加算 (単位)	管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理の情報提供。1月につき1回				70					
	・ 退所時情報提供加算 (単位)	退所先の医療機関等へ心身の状況等情報提供する。1人につき1回。				250					
	・ 新興感染症等施設療養費 (単位)	医療機関と連携し施設内で療養を行った場合。1月に1回連続5日を限度。				240					
	・ 看取り介護加算 1 (単位)	死亡日以前31日以上45日以下。				72					
	・ 看取り介護加算 2 (単位)	死亡日以前4日以上30日以下。				144					
	・ 看取り介護加算 3 (単位)	死亡日の前日及び前々日。				680					
	・ 看取り介護加算 4 (単位)	死亡日				1,280					
・ 介護職員等処遇改善加算 (単位)	「該当する場合に係る費用」の合計に対して算定されます。						「該当する場合に係る費用」の合計単位 × 14/100が加算されます。				
1か月(30日)に係る費用 《基本的に係る費用の概算》		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
		個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋	個室	二人部屋
自己負担額 (円) 注5	・ 第4段階 (標準)	102,138	92,658	104,566	95,086	107,098	97,618	109,525	100,045	111,918	102,438
	・ 第4段階 (2割負担)	123,997	114,517	128,852	119,372	133,916	124,436	138,771	129,291	143,557	134,077
	・ 第4段階 (3割負担)	145,856	136,376	153,138	143,658	160,734	151,254	168,017	158,537	175,196	165,716
	・ 第3段階②	89,058	75,558	91,486	77,986	94,018	80,518	96,445	82,945	98,838	85,338
	・ 第3段階①	67,758	54,258	70,186	56,686	72,718	59,218	75,145	61,645	77,538	64,038
	・ 第2段階	47,958	46,458	50,386	48,886	52,918	51,418	55,345	53,845	57,738	56,238
・ 第1段階	42,258	30,858	44,686	33,286	47,218	35,818	49,645	38,245	52,038	40,638	

注1 サービス提供体制強化加算は、職員の資格取得者の比率により単位数が変わります。

注2 介護職員処遇改善加算は、サービス利用料金と各加算の単位数の合計に 14/100 を乗じます。

※ 利用料金などの精算は月単位で行います。1日あたりの金額に換算した場合、円単位で端数が違うことがありますので、ご了承ください。

※ 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、介護保険負担限度額認定証に記載されている額とします。

※ 「該当する場合に係る加算」など、個別に費用が発生する場合があります。詳しくはお問い合わせください。

◎その他 上記以外に別途、日用品、理容代、医療費等がかかります。